

## 令和3年御嵩町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年12月3日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和3年12月3日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 議案第51号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について
  - 議案第52号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 議案第53号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第54号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第55号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第56号 不動産の信託について
  - 議案第57号 指定管理者の指定について
  - 議案第58号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について



## 議事日程第1号

令和3年12月3日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 伏見小学校校舎大規模改造の早期実現を求める嘆願書

(2) 障害職場の一人夜勤をなくし、常時複数配置ができる基準にするよう国に対し意見書提出を求める陳情

(3) 定例監査実施報告書

(4) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和3年8月分から10月分まで）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 8件

議案第51号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

議案第52号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第53号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 不動産の信託について

議案第57号 指定管理者の指定について

議案第58号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について

---

## 出席議員（11名）

議長 高山 由行

1番 清水 亮太

2番 福井 俊雄

3番 奥村 悟

5番 安藤 信治

6番 伏屋 光幸

7番 安藤 雅子

8番 山田 儀雄

10番 大沢 まり子

11番 岡本 隆子

12番 谷口 鈴男

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	寺本公行
教育長	高木俊朗	総務部長	各務元規
民生部長	小木曾昌文	建設部長	鍵谷和宏
企画調整 担当参事	中井雄一郎	教育参事兼 学校教育課長	筒井幹次
総務防災課長	古川孝	企画課長	山田敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	渡辺一直	亜炭鉱廃坑 対策室長	早川均
税務課長	金子文仁	住民環境課長	石原昭治
保険長寿課長	大久保嘉博	福祉課長	日比野浩士
農林課長	高木雅春	上下水道課長	可児英治
建設課長	中村治彦	会計管理者	丸山浩史
生涯学習課長	日比野克彦		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	土谷浩輝	議会事務局 書記	大脇敬之
--------	------	-------------	------

## 開会の宣告

### 議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和3年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

それでは招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

### 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

指先が乾いてしまつてつるつるなので、これは秘密兵器でありますので、何とか紙がめくつていきます。定例会の挨拶に入りたいと思います。

御嵩町議会第4回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

令和3年も残すところ約1か月となりました。やはりこの1年も新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れた1年となってしまいました。年末年始後の第3波、ゴールデンウィーク後の第4波、夏休みシーズンの第5波、人流が活発化するタイミングで何度も感染拡大が発生しました。特に第5波では、感染力の強いデルタ株により、県内における新規感染者が連日300人を超える規模で確認されるなど、スピード、規模ともにこれまで経験したことのないものとなりました。その都度、感染防止対策の徹底を呼びかけさせていただくとともに、国や県との連携により対策を講じてまいりました。また、ワクチン接種を鋭意進め、接種を希望されるほぼ全員の方に2回の接種を完了しました。この場をお借りし、ワクチン接種に御協力いただいた医療従事者の皆様をはじめ、多くの関係機関の皆様、町民の皆様に厚く御礼申し上げます。

現在は、全国の新規感染者数が今年に入って最少となるなど、落ち着いた状況が続いております。しかしながら、南アフリカなどで新たな変異株、オミクロン株が確認され、再び世界的な拡散が懸念されています。また、韓国やヨーロッパ等の諸外国の例を見ると、ワクチン接種が進んだ国においても感染が再拡大し、飲食店などの規制を再び強化する動きも一部見られます。

これから本格的な冬の到来により、ますます気温や湿度が下がり、ウイルスによる感染拡大

のリスクが高まる中で、人流が活発化する年末年始を迎えます。第5波の鎮静化の理由が専門家でもはっきりと説明し切れない状況の中、引き続きウイルスが私たちの行動の隙について感染が拡大する可能性は十分にあります。この落ち着いた今だからこそ、感染の再拡大、リバウンドをさせないという強い決意の下、全町一丸となって基本的な感染対策の徹底を継続していきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

コロナ禍によって、リモートワーク、オンラインによる授業、会議など、ICT分野は急速に整備が進みました。移動時間や移動費用がかからないなど、メリットはもちろんあり、今後も発展していく分野であるとは思いますが、距離感、空気感は永遠のテーマであると感じております。ちょっとした合間に行う種々雑多な会話などは、重要なコミュニケーションの場であったということを改めて痛感しています。町民の皆様におかれましても、人との距離が分断されてしまった日常の中、大変不自由な思いをされていることとお察しいたします。この現状から抜け出し、安心な日常生活と、活力ある地域を取り戻していくことができるよう、感染状況に応じた対策を講じていく所存です。

また、3回目のワクチン接種につきましても、希望される方が円滑に受けていただけるよう、国・県、医療機関などと緊密に連携し、全力を挙げて取り組んでまいりますので、御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

新庁舎等整備事業につきまして、現在の状況を報告させていただきます。

一般国道21号可児・御嵩バイパスでは、新庁舎等建設予定地へのアクセス道路として、国土交通省において4車線化の工事が進められており、本町も国事業に併せ、交差点改良工事に着手いたしました。4車線化工事の実現に当たりましては、国土交通省をはじめ、関係各位の御理解、御協力を賜りましたことを、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。なお、近隣住民の皆様におかれましては、交通規制や騒音等により大変御迷惑をおかけしているところでございますが、本工事への御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、新庁舎建設予定地の基盤整備に向けた開発許可及び農地転用に係る法令手続につきましては、申請書類を提出し、現在、関係機関において審査中の状況でございます。これら法令手続が完了した後、速やかに用地取得に向けた手続を進めてまいります。地権者の皆様におかれましては、事業進捗の遅延により、大変御迷惑をおかけしておりますが、引き続き鋭意努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、本定例会では新庁舎等建設予定地の用地購入費に係る補正予算を上程しております。

11月14日にリニア中央新幹線建設工事で発生する要対策土に関する意見交換会を上之郷小学校体育館にて開催いたしました。上之郷にお住まいの方を中心に約70名の皆様と、大変有意義な意見交換をさせていただきました。この内容は、広く町民の皆様にご覧いただくため

にも、本町のホームページにありのままの会議録を掲載しております。

意見交換会の中では、様々な御意見や不安の声を多くお聞きいたしました。そのこともあり、11月29日に行われましたリア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会の要望活動では、知事と沿線市の首長の皆様と共に、JR東海に対し、事業主体として丁寧な説明、技術的説明の機会を多くしていただくことを要望してまいりました。また、改めて私からも丁寧な説明や、信頼関係の構築を求めていく所存です。今後皆様の忌憚のない御意見をいただきながら、本町としてはJR東海との協議に臨んでまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の状況について報告させていただきます。

本町の11月末での接種率は、11月29日までの集計で2回目の接種を終えた方は1万4,258人、接種率86.8%となっています。

冒頭でも触れさせていただいたとおり、新型コロナウイルスの感染状況については、小康状態を保ってはいるものの、感染拡大第6波の可能性も否定できないことから、引き続き緊張感を持った対応を継続している状況です。その中で、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種、いわゆるブースター接種を実施することとなりました。対象者は2回目の接種を終えてから原則8か月以上経過した方となります。該当する方には、11月下旬から接種券の発送を開始しており、町内での接種は1月中旬から開始する見込みです。これまでの接種と同様、接種日時を町が指定してお知らせする方法などにより、混乱が少ないスムーズな接種となるよう努めてまいります。

11月19日に行われた閣議において、子供を養育している者の年収が960万円未満の世帯について、18歳以下の子供1名につき10万円相当が国から支給されることが決定されました。このうちの5万円については、迅速に支給することとされたため、本定例会に本事業実施のために必要になる補正予算を上程しております。この給付金は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世代を力強く支援し、その未来を開く観点から給付されるものです。給付の方法については、児童手当の受給者は特段の申請を必要としない形での給付とし、年内の給付を計画しています。また、児童手当を受給していない16歳から18歳までの高校生を養育する方については、対象者からの申請を受け、年明けから順次給付していくことを計画しています。この事業については、予算案の可決次第直ちに着手したいと考えています。

11月8日に比衣井戸田地内の町道敷において、浅所陥没の事案が発生しました。本年度としては1か所目の事案です。国・県ほか関係機関による合同現地調査を経て、亜炭鉱廃坑に起因する特定鉱害と認められましたので、早期に復旧の対応を行ったことを御報告いたします。

なお、この復旧に要した費用については、特定鉱害復旧事業等基金によって手当てされるも

のです。

昨年 10 月、中長瀬洞地内で大規模な陥没が起きた特定公害に対する家屋等の復旧工事については、現在、車庫及び母屋の曳家作業を進めているところで、引き続き慎重な現場管理を続けてまいります。

本町が対策を進める南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業、通称「備えた事業」については、町広報紙「ほっとみたけ」11 月号に事業の概要を掲載し、広く町民の皆様に周知させていただきました。現在進めている充填工事は、順調な進捗状況であるほか、地盤脆弱性調査については、亜炭層及び空洞確認のボーリング作業を実施する準備を進めているところです。同調査を実施する各計画地にお住まいの皆様、地権者の皆様におかれましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本町が、町有林の適正な管理と森林資源の有効活用を図っていく仕組みとして、全国 2 例目で導入した森林経営信託は、本年度末で 10 年間の契約期間が満了し、町有林約 236 ヘクタールが可茂森林組合から本町へ戻ってきます。この 10 年間で木を植えて、育てて、切って、利用するという持続可能な循環型の森林づくりが実現でき、森林経営信託導入のメリットを大きく実感しております。この実績から、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間で、新たな森林経営信託により、町有林約 163 ヘクタールの整備をしていくことといたしました。

森林経営信託の成果の一つとしては、現在進めています木造新庁舎建設の木材調達に非常に役立っていることが上げられます。信託開始時の森林は、植林後 50 年から 70 年近く経過し、切って利用する段階となっていました。このため、信託により間伐を実施したことで、庁舎に利用できる原木の確認ができたこと、また作業道が整備され、効率よく原木を切り出せることで、良質な原木を信託地から木造庁舎用に提供できることにつながりました。

令和 4 年度以降の木材調達も現信託地から木材を調達することが有利であり、効率がよいことから、新たに信託する町有林 163 ヘクタールのうち、約 70 ヘクタールは、現信託から引き続き信託する町有林として、残り約 85 ヘクタールを初めて信託する町有林としました。また、本定例会に令和 4 年度から新たに約 163 ヘクタールの町有林を信託することについての議案を上程いたします。

平成 29 年度よりスタートした重要文化財願興寺本堂修理事業は、現在 5 年目を迎え、本堂の組み立て直しに向けた準備を進めております。これまでも解体工事中に多くの発見がありましたが、約 430 年ぶりに床下部分があらわになったことを機に、今度は基壇と呼ばれる床下の発掘調査を進めてまいりました。この調査は、再建された際の床下の造りの様子や、本堂を支える礎石の状況などを調査・検証し、記録保存するためのものであります。名古屋大学大学院、梶原義実教授の指導の下、行ってまいりました。そして、願興寺の歴史を記した大寺記で

は、戦で本堂が2度焼失したと記録されていましたが、発掘調査の結果、火災があったと見られる炭の層が2か所から確認され、放射性炭素年代測定を行ったところ、これら2度の火災の時期とおおむね一致することが判明し、大寺記の記述を科学的に裏づける成果を得ることができました。また、今回の発掘調査の成果について、少しでも多くの方に知っていただくため、11月28日に現場見学会を開催いたしました。改めて願興寺の歴史的な価値を認識する機会になったことと思います。

今後は本堂の組立て作業を進めてまいります、引き続き町民の皆様をはじめ、多くの方々が本町の誇る貴重な文化財を守っていくことに御理解をいただきながら、これからも本事業への協力をよろしくお願いいたします。

町内小・中学校においては、昨年度から公立学校情報機器整備費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、児童・生徒への1人1台端末の整備を行うとともに、各教室への情報通信ネットワークの環境整備も完了し、GIGAスクール構想の土台は一通り整えることができました。

また、新型コロナウイルスの緊急事態宣言を受け、この2学期開始時には全小・中学校を午前授業として、タブレット端末を自宅へ持ち帰り、1時間程度のオンラインによる接続確認や学習を実施するなど、各小・中学校が工夫しながら午後の時間を有効に活用する取組を行いました。さらに、ICT支援員を各校に配置する業務委託を発注し、授業支援や研修をはじめ、トラブル対応や簡易なマニュアル整備なども行っております。

今後は、これらの環境を最大限活用し、これまでの実践とICTとのベストミックスを図っていくことにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、公正に個別最適化された学びや創造性を育み、全ての子供たちの可能性を広げていきたいと考えております。

今回提出いたします令和3年度一般会計補正予算（第7号）の概要について御説明いたします。

まず歳入についてですが、主なものとして土地開発基金、現在残高1億9,924万4,000円の一般会計への繰入れ、新庁舎等建設用地購入費のうち、防災拠点施設部分に係る地方債1億3,600万円の計上。ふるさとみたく応援寄附金の見込み増に伴う4,000万円の増額のほか、予算執行状況や、事業費の確定において国・県支出金、基金繰入金などの増減額を計上しております。

歳出の主なものとしては、庁舎整備基金積立金に1億4,394万9,000円、新庁舎等建設用地購入費として1億9,129万5,000円、またふるさと納税に係る返礼品の経費として、1,400万円を計上しています。

これら増額予算のほか、人件費の補正、民生費関係の事業費見込みによる増減補正、そのほ

か各種事業費の確定等による不用額の減額などを合わせて、補正予算額は歳入、歳出ともに4億452万7,000円の増額となっております。

議案その2として提出いたします令和3年度一般会計補正予算（第8号）の概要について御説明します。

さきに述べさせていただいたとおり、国の経済対策の一環として新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を力強く支援する観点から、高校生までの子供がいる世帯に対し、5万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）に係る歳入として、国庫負担金歳出として、事業経費ともに1億4,234万7,000円を計上をしています。また、道路維持工事費や橋梁維持工事費など合わせて補正予算額は、歳入、歳出ともに1億7,534万7,000円の増額となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、令和3年度一般会計補正予算の概要について御説明申し上げました。

今回提案いたしますのは、一般会計2件、特別会計1件、合わせて補正予算3件、条例関係3件、その他の議案案件が2件、都合8件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

長時間にわたってありがとうございました。

#### 議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

---

#### 会議録署名議員の指名

#### 議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 奥村悟君、5番 安藤信治君の2名を指名します。

---

#### 会期の決定

#### 議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る10月29日の議会運営委員会において、本日より12月10日までの8日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より10日までの8日間とすることに決定し

ました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

---

### 諸般の報告

#### 議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

伏見小学校校舎大規模改造の早期実現を求める嘆願書、障害職場の一人夜勤をなくし、常時複数配置ができる基準にするよう国に対し意見書提出を求める陳情、定例監査実施報告書、例月現金出納検査の結果について（報告）（令和3年8月分から10月分まで）、以上の4件が議長宛てにありました。その写しを配付して、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

---

### 議案の上程及び提案理由の説明

#### 議長（高山由行君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました議案第51号から議案第58号の計8件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件8件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、補正予算関係です。

議案第51号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について、議案第58号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

#### 総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、議案第51号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづり、ピンク色の令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に4億452万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億6,229万6,000円とする旨規定しています。

第2条では、債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正について規定しております。

5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正について説明いたします。

本補正予算におきまして、3件の債務負担行為の追加をしております。

1件目が、中保育園の指定管理による管理運営委託料です。債務負担行為の期間は令和3年度から令和4年度まで、債務負担行為の限度額は9,000万円としております。これは中保育園の指定管理について、現協定に基づくものが今年度末で終了となることから、次期の指定管理を行うに当たり、債務負担行為を設定するものです。

2件目が、道路維持工事です。債務負担行為の期間は令和3年度から令和4年度まで。限度額は1,200万円です。これは工事の平準化を図るため、翌年度工事分の一部について債務負担行為を設定するものです。1,200万円の内訳としましては、町道伏見48号線側溝改良工事に700万円、町道尼ヶ池・長谷線側溝改良工事500万円を見込むものです。

3件目が、岐阜県土地開発公社借入金に対する債務保証です。債務負担行為の期間は令和3年度から令和4年度まで。限度額は8,868万4,000円及び借入額に係る利息支払分としております。これは、可茂消防事務組合が御嵩分署を移転・新設するための用地取得業務に係る債務保証となります。この債務保証は岐阜県土地開発公社が岐阜県信用農業協同組合連合会から資金調達することに伴う債務保証となります。

6ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正で1件の変更をしております。

まず起債の目的欄にありますとおり、今回変更するのは防災拠点施設整備事業費です。限度額5,860万円だったものを変更し、1億9,460万円に補正しております。これは新庁舎等の用地のうち、防災拠点施設の用地分の購入費に地方債を充てることに伴う増です。借り入れる地方債は緊急防災減災事業債、充当率は100%、交付税算入率は70%となっております。

続きまして、歳入の補正について説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

上から、款15国庫支出金、項01国庫負担金、目01民生費国庫負担金、節01社会福祉費負担金は、給付費の増に伴う障害者自立支援給付費負担金1,425万円の増額と、障害児施設措置負担金125万円の増額。

節02児童福祉費補助金は、地域型保育給付費の見込み減等に伴う子どものための教育・保

育給付費 87 万 3,000 円の減額。

目 02 教育費国庫負担金は、事業見込みの精査による子育てのための施設等利用給付費 368 万 7,000 円の減額です。

項 02 国庫補助金、目 02 民生費国庫補助金は、放課後児童クラブ事業費の増に伴う子ども・子育て支援交付金 136 万 6,000 円の増額と、児童手当の特別給付等に関する制度改正に伴う児童手当給付システムの改修、事務費等に対する子ども・子育て支援事業費補助金 106 万 1,000 円の増額。

目 04 土木費国庫補助金は、土砂災害ハザードマップ作成の事業費確定による防災・安全交付金 74 万 4,000 円の減額です。

款 16 県支出金、目 01 民生費県負担金、節 01 社会福祉負担金は、給付費の増に伴う障害者自立支援給付費負担金 712 万 5,000 円の増額と、障害児施設措置費負担金 62 万 5,000 円の増額。

節 02 児童福祉費負担金は、地域型保育給付費の見込み減等に伴う子どものための教育・保育給付費 35 万 4,000 円の減額です。

10 ページをお願いいたします。

目 02 土木費県負担金は、伏見台地区地籍調査事業の確定に伴う 128 万 1,000 円の減額。

目 03 教育費県負担金は、事業見込みの精査による子育てのための施設等利用給付費 184 万 4,000 円の減額です。

項 02 県補助金、目 01 総務費県補助金は、電源立地地域対策交付金の交付決定により、原子力分、水力分合わせまして 872 万 1,000 円の増額。

目 02 民生費県補助金、節 01 社会福祉費補助金の福祉医療助成事業運営費補助金は、額の確定に伴う減額。母子医療費補助金、乳幼児医療費補助金は、今後の見込みに伴う県補助金の増額です。

節 02 児童福祉費補助金は、放課後児童クラブ事業費の増に伴う子ども・子育て支援事業費補助金 136 万 6,000 円の増額。

目 04 農林水産業費県補助金、節 01 農業費補助金は、市民営農のトラクター更新に伴う県補助金 78 万 4,000 円の増額と、前沢ため池の災害復旧工事に対する県補助金 239 万 9,000 円の増額。

節 02 林業費補助金は、橋梁点検業務、橋梁補修工事の事業費確定に伴う県補助金 47 万 9,000 円の減額です。

11 ページをお願いいたします。

上から、款 18 寄附金、目 01 指定寄附金は、ふるさとみたく応援寄附金の寄附件数の増と、

民生費寄附金、衛生費寄附金合わせまして4,170万7,000円の増額。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、補正に伴う財源調整です。

目03ふるさとふれあい振興基金繰入金は、地域づくり活動助成、地域づくり施設助成の事業見込みに伴う繰入金の減額。

目07土地開発基金繰入金は、新庁舎等の用地購入費やこの基金を廃止することに伴う残額分を繰り入れるものです。

款21諸収入は、保健センター各種教室に伴う減額、関西電力による町有林の線下伐採に伴う補償料の増額、過年度の学校医報酬の支給誤りに対する誤払い返納金、合わせまして168万6,000円の増額。

款22町債につきましては、先ほど第3表で御説明したとおりであります。

13ページをお願いいたします。

歳出です。

なお、人件費関係につきましては、25ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、省略して御説明させていただきます。

また、新型コロナウイルスの影響により中止・延期した事業のほか、事業費の確定、今後の見込みの精査をしておりますので、減額補正については省略させていただきます。増額補正を中心に説明させていただきますので、お願いいたします。

款02総務費の項01総務管理費、目01一般管理費の節07報償費1,400万円、節11役務費60万8,000円、節13のポータルサイト利用料325万2,000円は、ふるさとみたけ応援寄附金に伴う増加見込みによる増額です。節12委託料は、児童手当の制度改正に伴う旧システム改修費17万8,000円の増額。

一番下、目06庁舎整備費、節16公有財産購入費は、今後新庁舎建設を進めていく上で必要不可欠になります、地権者との売買契約のための建設用地購入費1億9,129万5,000円の増額です。

14ページをお願いいたします。

目16基金費の庁舎整備基金積立金1億4,394万9,000円は、新庁舎等の用地購入に一部を充てた残りの部分を基金の廃止に伴い繰り入れ、庁舎整備基金に積み立てるものです。

ふるさとみたけ応援基金積立金4,000万円は、ふるさとみたけ応援寄附金の歳入補正額の積立。福祉向上基金積立金170万7,000円は、民生費と衛生費関係の寄附。森林環境整備基金149万6,000円は、線下伐採の補償料となります。

15ページをお願いいたします。

2段目になります。

款 03 民生費、目 02 国保年金事務等取扱費、節 12 委託料は、令和 4 年度から年金手帳が廃止され、基礎年金番号通知書に置き換わることに伴うシステム改修業務委託料 8 万 5,000 円の増額です。

16 ページをお願いいたします。

目 05 介護保険費の節 27 繰出金は、会計年度任用職員勤務時間数の減に伴う 30 万円の減、介護給付増に伴う 234 万 9,000 円の増、包括的支援事業の減に伴う繰出金 14 万 4,000 円の減、合わせまして 190 万 5,000 円を介護保険特別会計繰出金として増額。

目 06 福祉医療費、節 19 扶助費は、今後の給付見込みによる 1,300 万円の増額です。

目 09 障がい福祉費、節 19 扶助費は、今後の給付費見込みによる 3,100 万円の増額。

項 02 児童福祉費の目 01 児童福祉総務費、節 12 委託料は、制度改正に伴う児童手当システム改修委託料 79 万 2,000 円の増額です。

17 ページをお願いいたします。

目 02 児童運営費、節 12 委託料は、御嵩保育園のゼロ歳児クラスの増設により、受け入れ児童数が増加したことによる 500 万円の増額。

一番下にあります目 06 放課後児童クラブ運営費、節 01 報酬は、新型コロナの影響により、放課後児童クラブの実施時間が増えたことによる会計年度任用職員報酬 410 万円の増額です。

飛びまして、19 ページをお願いいたします。

一番上の段になります。

款 06 農林水産業費、目 03 農業振興費、節 18 負担金、補助及び交付金は、県農業フェスティバル中止に伴う出店料 7 万円の減額と、ふしみ営農トラクター購入に対する補助合わせまして 94 万円の増額です。

ページ飛びまして、22 ページをお願いいたします。

款 10 教育費、目 01 学校管理費、節 01 報酬は、学校医報酬の過年度に支給誤りがあったことによる 22 万 4,000 円の増額です。

最後に、人件費の補正を行っておりますので、25 ページから 27 ページには給与費明細書を、また債務負担行為、地方債の補正を行っておりますので、28 ページ、29 ページにそれぞれの調書を掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で議案第 51 号 令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第 7 号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第 58 号 令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第 8 号）について御説明いたしますので、ピンク色の一般会計補正予算（第 8 号）の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1億7,534万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億3,764万3,000円とする旨規定しています。

第2条では、繰越明許費の補正を、第3条では地方債の補正について規定しております。

3ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正です。

橋梁維持工事は、国の補正予算、国庫補助事業で全額を繰越しし、令和4年度に実施するものです。橋梁工事であることから、出水期を避けて実施するため、1,700万円を繰越しするものです。

4ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正です。

地方債補正で2件の追加と、1件の変更をお願いいたします。

追加の1件目、橋梁整備事業は木屋洞橋補修工事に地方債を充てるため、760万円を限度額として追加をお願いするものです。

2件目、農業施設災害復旧事業は、津橋川頭首工災害復旧工事、また前沢ため池災害復旧工事に地方債を充てるため、370万円を限度額として追加をお願いするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりですので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

変更の地方道路等整備事業は、限度額を2,020万円だったものを変更し、2,820万円に補正しております。これは御嵩156号線の舗装工事に地方債を充てることに伴う増です。

続きまして、歳入の補正について説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

款15 国庫支出金、項01 国庫負担金、目01 民生費国庫負担金は、国の経済対策の一環として実施される子育て世帯への臨時特別給付金先行給付金に係る事業費負担金1億4,234万7,000円の増額。

項02 国庫補助金、目04 土木費国庫補助金は、御嵩156号線舗装補修の実施に伴う補助金800万円の増額と、木屋洞橋補修工事の実施に伴う補助金935万円の増額。

款19 繰入金は、今回の補正に伴う財源調整です。

8ページをお願いいたします。

款22 町債につきましては、先ほど第3表で御説明したとおりであります。

9ページをお願いいたします。

歳出です。

款03 民生費、目08 子育て世帯への臨時特別給付金は、子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴う各種必要経費の計上となります。

節 03 職員手当等は、事務に伴う時間外 15 万円。

節 10 需用費は、事務消耗品等 9 万 5,000 円。

節 11 役務費は、各種通知等の郵送料 21 万円。

節 12 委託料は、給付金支給に伴う総合行政情報システムの機能追加に 84 万 2,000 円。

節 18 負担金、補助及び交付金は、子育て世帯への臨時特別給付金 1 億 4,105 万円の増額です。

款 08 土木費、目 02 道路維持費、節 14 工事請負費は、御嵩 156 号線舗装補修工事に 1,600 万円の増額。

目 04 橋梁維持費は、木屋洞橋補修工事 1,700 万円の増額です。

款 11 災害復旧費、目 01 耕地災害復旧費は財源組替えとなります。

10 ページ、11 ページには給与明細書、12 ページには地方債の現在高調書をおつけしておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

以上で、議案第 58 号 令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第 8 号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **議長（高山由行君）**

続きまして、議案第 52 号 令和 3 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

#### **保険長寿課長（大久保嘉博君）**

それでは、議案第 52 号 令和 3 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,315 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 19 億 318 万円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 576 万 8,000 円とするものです。

それでは、明細について説明をさせていただきます。

7 ページをお願いいたします。

介護保険事業勘定の歳入になります。

款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金から、8 ページになりますが、款 6 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 介護給付費繰入金までには、後ほど歳出で説明をさせていただきますが、介護給付費の増額に伴う負担金の増額となっております。

款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金は、338 万 3,000 円の増額。

項 02 国庫補助金は、73 万 3,000 円の増額。

款 04 支払基金交付金は、507 万 6,000 円の増額。

款 05 県支出金は 272 万 7,000 円の増額。

款 06 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 介護給付費繰入金は、234 万 9,000 円と増額となります。

その下、目 03 地域支援事業繰入金は、包括的支援事業費の減額に伴い、14 万 4,000 円の減額となります。

目 05 その他繰入金、節 01 事務費繰入金は、介護保険事業費の減額に伴い、30 万円の減額。

節 02 地域支援事業繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業費及び一般介護予防事業費の減額に伴い 67 万 2,000 円の減額となり、目全体で 97 万 2,000 円の減額、款全体では 123 万 3,000 円の増額となります。

9 ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出です。

款 01 総務費は、会計年度任用職員の人件費見込みとして 30 万円の減額となります。

款 02 保険給付費、項 01 保険給付費は、介護サービス事業費の見込みで 1,550 万円の増額。

項 02 その他諸費は、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料の見込みで 30 万円の増額。

10 ページ上段になりますが、項 03 高額介護サービス費は見込みにより 300 万円の増額となり、合わせて保険給付費は 1,880 万円の増額となります。

款 04 諸支出金は、介護保険料の還付見込みにより 30 万円の増額となります。

款 05 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、目 01 介護予防・日常生活支援総合事業は、会計年度任用職員の人件費見込みとして 33 万円の減額と、節 11 役務費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料の見込みとして 1 万 5,000 円の増額。合わせて 31 万 5,000 円の減額。

目 02 一般介護予防事業は、会計年度任用職員の人件費など、見込みとして 35 万 7,000 円の減額。

項全体では 67 万 2,000 円の減額となります。

11 ページをお願いいたします。

款 05 地域支援事業費、項 02 包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センター職員などの人件費など、見込みとして 14 万 4,000 円の減額となります。

款 06 予備費は、歳入歳出額の調整で 483 万 2,000 円の減額となります。

12 ページから 13 ページには、人件費に関する明細がございますので、後ほどお目通しをお

願いいたします。

16 ページをお願いいたします。

上段、介護サービス事業勘定の歳入です。

款 01 サービス収入は、県補助金交付決定による財源内訳の変更などにより 5 万 7,000 円の減額となります。

款 05 県支出金は、ケアプラン作成用のタブレット購入に対する I C T 導入事業費補助金として 7 万 4,000 円の増額となります。

下段、介護サービス事業勘定の歳出です。

款 01 事業費は、会計年度任用職員の人件費見込みとして、1 万 7,000 円の増額となります。

以上で、議案第 52 号 令和 3 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### 議長（高山由行君）

続きまして、条例その他について行います。

議案第 53 号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

#### 総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第 53 号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正条例案は、議案つづりの 2 ページのとおりですが、資料にて御説明申し上げますので、資料つづりの 1 ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、基金条例に規定されている基金のうち、設置目的、社会情勢等から、一定の役割を終えたと判断するものを廃止するものです。

電源立地地域対策交付金基金については、同交付金のうち原子力分が令和 3 年度をもって終了となること及び基金積立を要する事業予定がないものであります。

土地開発基金については、新庁舎等建設に係る用地購入費の財源として活用することを予定している一方、当該基金は、用地の先行取得を弾力的に行うことにより、公共事業を円滑に推進することを目的に設置されたものではありませんが、近年では社会情勢の変化により地価の下落が続くなど、用地の先行取得の必要性がなくなりつつある状況です。

以上を踏まえまして、令和 3 年度末をもって 2 つの基金を廃止するものです。

改正の概要としましては、第 1 条関係で第 8 条第 2 号に規定されております電源立地地域対策交付金基金を削り、以降の号を繰り上げます。

また、別表第1の電源立地地域対策交付金基金の項を削り、同表に土地開発基金の項を加えます。

また、別表第2の土地開発基金の項を削るものです。

第2条関係では、別表第1の土地開発基金の項を削るものです。

この条例の施行日は、附則において公布の日、ただし第2条の規定は令和4年4月1日とすることを規定しております。

また、土地開発基金に属する財産は、廃止に伴い一般会計に帰属するものとしております。

2ページ以降の新旧対照表につきましては、後ほどお目通しください。

以上で、議案第53号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

続きまして、議案第54号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 指定管理者の指定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 日比野浩士君。

#### 福祉課長（日比野浩士君）

それでは、議案第54号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは3ページですが、説明は資料によって行いますので、資料つづり6ページをお開きください。

改正趣旨は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されたことを受け、御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の関係部分を改正するものです。

改正の概要は、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成・保存する書面等について電磁的な方法による対応が可能とする包括的な規定を追加するものでございます。

施行日は公布の日といたします。

7ページから12ページには、条例改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第54号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第57号 指定管理者の指定について御説明いたします。

議案つづり9ページをお開きください。

御嵩町保育所の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、中保育園。

指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町中 903 番地 9、学校法人杉山第三学園、理事長 杉山一夫。

指定期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間です。

指定管理者選定に係る報告書を資料つづり 23 ページに掲載しておりますので、そちらをお開きください。

指定管理者の選考については、中保育園の移転新築整備を行う事業者の募集条件として、新設保育園が開設するまでの間、指定管理による運営を行うこととされており、保育園の民営化及び移転新築整備するという町の施策と密接に関係していることから、公募によらず選考とすることといたしました。

選考の経緯については、事業者から申請書の提出を受け、令和 3 年 11 月 16 日に指定管理者選考委員会において、総合審査及び選考を行いました。

選考委員会では、審査の結果、令和 2 年度の指定管理者制度の導入以後、制度導入による利用者数の減少が見られないこと、中保育園の保育運営について利用者のアンケートを行った結果においても、「満足している」「おおむね満足している」との回答が多数で、良好な保育園運営が行われていると判断できること、御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例第 10 条第 3 項に規定する選考基準を満たしていると認められることなどから、学校法人杉山第三学園を指定管理者に選定いたしました。

資料つづり 24 ページ以降には、選考委員会での審査資料を掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第 57 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **議長（高山由行君）**

議案第 55 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

#### **保険長寿課長（大久保嘉博君）**

それでは、議案第 55 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

お手元の議案書つづりは 6 ページになりますが、資料つづりにて説明させていただきますので、資料つづりの 13 ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、令和 3 年 8 月 4 日に健康保険法施行令などの一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金の支給額の見直しが行われたことを受け、関係する条例の改正

を行うものでございます。

改正の内容は、第7条、出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に増額するものでございます。

施行日は令和4年1月1日。

経過措置として、施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金については、従前の例によります。

なお、産科医療補償制度の掛金相当加算額が1万6,000円から1万2,000円に減額されておりますので、支給額については変更はありません。

資料の14ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第55号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### 議長（高山由行君）

議案第56号 不動産の信託について朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 高木雅春君。

#### 農林課長（高木雅春君）

それでは、議案第56号 不動産の信託について御説明させていただきます。

議案つづりの7ページをお願いいたします。

議案第56号 不動産の信託について。

地方自治法第96条第1項第7号の規定により、次のとおり不動産を信託することについて議会の議決を求めるものでございます。

1. 信託の目的は、町有林の適正な管理及び森林資源の有効活用でございます。
2. 信託する不動産の概要は、表を御覧いただきたいと思います。御嵩町御嵩字北山1064番1。地目、保安林。面積、2,380平方メートル。次のページに移っていただきまして、最終行、御嵩町小和沢字八町口7318番5。地目は山林。面積は2,338平米。合計で35筆、合計面積は162万7,346平方メートルでございます。
3. 信託の受託者は、岐阜県加茂郡七宗町神渕9756番地1。可茂森林組合、代表理事組合長 可児登。
4. 信託期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までとなっております。
5. 信託手数料は、信託収益に100分の3を乗じて得た額以内となっております。
6. 信託配当は、事業収益に相当する額。ただし、当該額は信託準備金として積み立てるものでございます。

続きまして、資料つづりの 15 ページをお願いいたします。

森林経営信託仮契約書の写しとなっております。

15 ページから 18 ページまでは、契約の本文となります。19 ページにつきましては、信託財産の表示をしております。続いて、20 ページにつきましては、附録の第 1 から 3 を表しております。21 ページにつきましては、森林経営信託施業計画図で、間伐に係る図面を載せてございます。

続いて 22 ページにつきましては、施業計画の作業道に関する部分をつけておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

以上で議案第 56 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

---

### 散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は 12 月 7 日午前 9 時より開会しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

午前 10 時 12 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長            高 山 由 行

署 名 議 員            奥 村            悟

署 名 議 員            安 藤 信 治